

3

給水装置の構造及び材質並びに指定材料

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

1 解説

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能及びシステム基準適合品であること。また、配水管への給水管の取付工事及び当該取付口からメーターまでは管理者が指定をする材料（※表3-5～8参照）を使用すること。

2 給水装置とは

水道法第3条第9項

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

3 直結する給水用具とは

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まれない。

水道メーターは、水道法第16条が供給水の汚染、漏洩を防止するとの観点から規定されている趣旨に照らして、給水装置に該当するものと解せられる。

4 給水装置の構造及び材質の基準（水道法・水道法施行令）

水道法第16条

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年3月19日厚生省令第14号）」に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

水道法施行令第6条

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 五 凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水

装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

5 給水装置の構造及び材質の基準（厚生省令第14号）

給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条第1項、並びに同第2項に基づく「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久の7項目の基準）」（平成9年3月19日厚生省令第14号）に適合しなければならない。省令で定める事項は次のとおりである。

(1) 耐圧に関する基準（省令第1条）

令第6条第1項第4号の「水圧に対し十分な耐力を有するものであること」及び「水が漏れるおそれがないものであること」についての技術的細目

(2) 浸出等に関する基準（省令第2条）

令第6条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」についての技術的細目

(3) 水撃限界に関する基準（省令第3条）

令第6条第1項第5号の「破壊を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

(4) 防食に関する基準（省令第4条）

令第6条第1項第5号の「侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

(5) 逆流防止に関する基準（省令第5条）

令第6条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」及び同条第1項第7号の「水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

(6) 耐寒に関する基準（省令第6条）

令第6条第1項第5号の「凍結を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目

(7) 耐久に関する基準（省令第7条）

頻繁な開閉作動を繰り返すうちに弁類の耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能に支障が生じることを防止するための基準であり、弁類は一定回数の開閉操作後、基準省令に規定する耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有するものでなければならないことを定める。

6 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（要約）

前項の省令についての要約を下記に示す。

(1) 性能に関する基準

個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能、その他の定量的な判断基準

(2) システムに関する基準

給水装置工事が適正に施行された給水装置であるか否かの判断基準

(3) 上記(1)(2)の基準に基づく詳細事項

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

- (A) 耐圧に関する基準
水圧等により給水装置に水漏れ、変形、破損等が生じることを防止するための基準
- (B) 浸出に関する基準
金属等が溶出し、飲用に供される水が汚染されることを防止するための基準
- (C) 水撃限界に関する基準
水撃作用により、給水装置に破損等が生じることを防止するための基準
- (D) 防食に関する基準
腐食を防止するための基準
- (E) 逆流防止に関する基準
汚水の逆流により、水道水の汚染や公衆衛生上の問題が生じることを防止するための基準
- (F) 耐寒に関する基準
給水用具内の水が凍結し、給水用具内に破損等が生じることを防止するための基準
- (G) 耐久に関する基準
頻繁な作動を繰り返すうちに弁類が故障し、給水装置の耐圧、逆流防止等に支障が生じることを防止するための基準

(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

下表内に掲げる耐圧、水撃限界、逆流防止、負圧破壊、耐久及び耐寒の各性能試験とは、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」（平成9年4月22日厚生省告示第111号）に定める試験をいう。

表 3-1…「給水装置の構造及び材質の基準」（要約）の項目・基準別区分表 第1条

基準項目	性能基準
第1条	1 給水装置は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。
耐圧に関する基準	① 給水装置は、耐圧性能試験により1.75Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損、その他以上が認められないこと。
(水道法施行令第6条第1項 第4号該当基準)	② 貯湯湯沸器及びその下流側に設置されている給水用具は、耐圧性能試験により0.3Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他以上が認められないこと。
※最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。	③ ②の給水用具のうち、一缶二水路型貯湯湯沸器は、その浴槽内の水等の加熱用の水路の部分については、溶接を除く接合箇所を有せず、耐圧性能試験により1.75Mpa静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常が認められないこと。
	④ Oリング等を水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、前③号の性能を有するとともに、耐圧性能試験により20kpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他異常が認められないこと。
	給水装置システム基準
	2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
	3 屋内の主配管は、配管経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行えるようにしなければならない。

参考：（社）日本水道協会 水道施設設計指針 2012

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-2…「給水装置の構造及び材質の基準」(要約)の項目・基準別区分表 第2、3、4条

基準項目	性能基準
第2条 浸出等に関する基準 (水道法施行令第6条第1項 第4号該当基準)	<p>1 飲用に供する給水装置は、浸出性能試験により供試品について浸出させたとき、その浸出液は別表第1に掲げる基準に適合していなければならない。</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であってはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りではない。</p> <p>3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するものを貯留又は取扱う施設に近接して設置してはならない。</p> <p>4 鉛油、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置する給水装置は、当該油類が浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

基準項目	性能基準
第3条 水撃限界に関する基準 (水道法施行令第6条第1項 第5号該当基準)	<p>1 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能試験により当該給水用具内の流速を2m/s又は当該給水用具内の動水圧を0.15Mpaとする条件において給水用具の止水機構の急閉止をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5Mpa以下である性能を有するものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>1 ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアークッションその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられるものにあつては、この限りではない。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

基準項目	性能基準
第4条 防食に関する基準 (水道法施行令第6条第1項 第5号該当基準)	<p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <p>1 酸又はアルカリによって浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆する等により適切な浸食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。</p> <p>2 漏洩電流により浸食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属材料の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられていること。</p>

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

表 3-3…「給水装置の構造及び材質の基準」(要約)の項目・基準別区分表 第5条

基準項目	性能基準
第5条 逆流防止に関する基準 (水道法施行令第6条第1項 第4号及び第7号該当基準)	<p>1 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水器具が、水の逆流を防止できる適正な位置に設置されていること。</p> <hr/> <p>① 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに適合していなければならない。</p> <hr/> <p>イ 減圧逆流防止器は、逆流防止性能試験により3kpa及び1.5Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破壊その他の異常を生じないとともに、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、減圧逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3mmを超えないこと。</p> <hr/> <p>ロ 逆止弁及び逆流防止装置を内蔵した給水用具は、逆流防止性能試験により3kpa及び1.5Mpaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破壊その他の異常を生じないこと。</p> <hr/> <p>ハ 逆流防止装置を内蔵した給水用具のうち次表に掲げる逆流防止給水用具の口の規定の適用については、その区分に応じ同表の字句にそれぞれ読み替える。</p> <hr/> <p>ニ バキュームブレーカーは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、バキュームブレーカーに接続した透明管内の水位の上昇が75mmを超えないこと。</p> <hr/> <p>ホ 負圧破壊装置を内蔵した給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が負圧破壊装置の空気吸入シート面から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。</p> <hr/> <p>ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54kpaの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">給水装置システム基準</p> <hr/> <p>② 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。</p> <hr/> <p>イ 呼び径が25mm以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の中心までの垂直距離が確保されていること。</p> <hr/> <p>ロ 呼び口径が25mmを超えるものにあつては、別表第3上欄に掲げる区別に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。</p> <hr/> <p>2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、第1項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流防止のための措置が講じられているものでなければならない。</p>

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-4…「給水装置の構造及び材質の基準」(要約)の項目・基準別区分表 第 6、7 条

基準項目	性能基準
第 6 条 耐寒に関する基準 (施行令第 6 条第 1 項 第 5 号該当基準)	1 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設定されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁（以下「弁類」という。）にあつては、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返し、かつ、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下 20 度プラスマイナス 2 度の温度で 1 時間保持した後通水したとき、第 1 条第 1 項（給水管及び給水用具の耐圧性能基準）、第 3 条（水撃限界性能基準）及び第 5 条第 1 項（逆流防止性能基準）に規定する性能を有するものでなければならない。
	給水装置システム基準
	1 ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りではない。

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

基準項目	性能基準
第 7 条 耐久に関する基準 (共通事項)	1 弁類（第 6 条の性能基準に該当するものを除く。）は、耐久性能試験により 10 万回の開閉操作を繰り返した後、第 1 条第 1 項（給水管及び給水用具の耐圧性能基準）、第 3 条（水撃限界性能基準）及び第 5 条第 1 項（逆流防止性能基準）に規定する性能を有するものでなければならない。

参考：(社)日本水道協会 水道施設設計指針 2012

7 第三者認証

給水装置の構造及び材質の基準への適合確認は、自己認証を基本とし、又は第三者認証機関の証明によるものとする。この為、給水装置の構造及び材質の基準を満足する製品規格（日本工業規格・自己認証品・第三者認証品）に適合している製品のみ使用することができる。なお、認証を実施している第三者認証機関は、次のとおりである。

- (1) 公益社団法人 日本水道協会（JWWA）
- (2) 一般財団法人 日本ガス機器検査協会（JIA）
- (3) 一般財団法人 日本燃焼機器検査協会（JHIA）
- (4) 一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）

※厚生労働省給水装置データベース

8 給水管及び給水用具の指定材料並びに指定範囲

- (1) 給水装置工事のメーター一次側（配水管分岐部からメーターまで）の指定材料は表 3-5～表 3-8 によるものとする。（※図 3-1 参照）
- (2) 共同住宅等（二世帯住宅は含まない。）各戸にメーターを設置する場合は、配水管分岐部から第 1 止水栓及びメーター周りの給水材料並びに第 2 止水栓（直結増圧式給水の場合）を指定材料とする。（※図 3-2 参照）
- (3) メーター以降（共同住宅等（二世帯住宅は含まない。）においては、第 1 止水栓以降（メーター周りを除く））に使用する給水管及び給水用具の使用材料は、施行令第 6 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能及びシステム基準適合品（日本工業規格・自己認証品・第三者認証品）であること。
- (4) 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、メーター用バルブ、メーター及び継手を以て構成し、止水栓ボックス、メーターボックス等その他の付属用具を備え付けること。

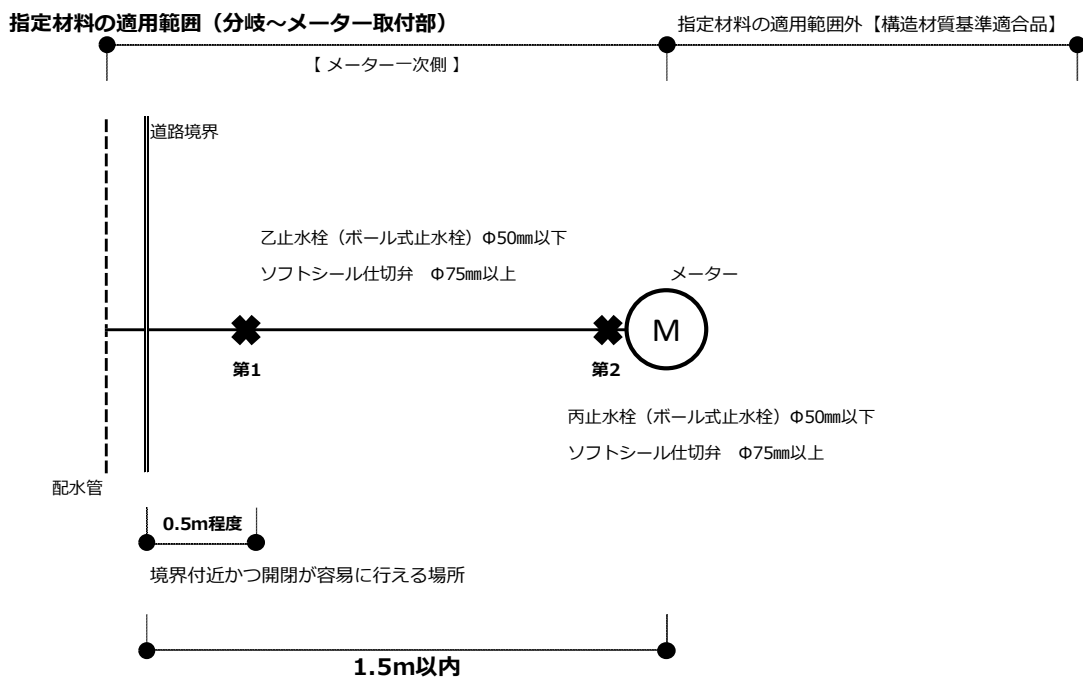


図 3-1…メーター一次側指定材料の適用範囲

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

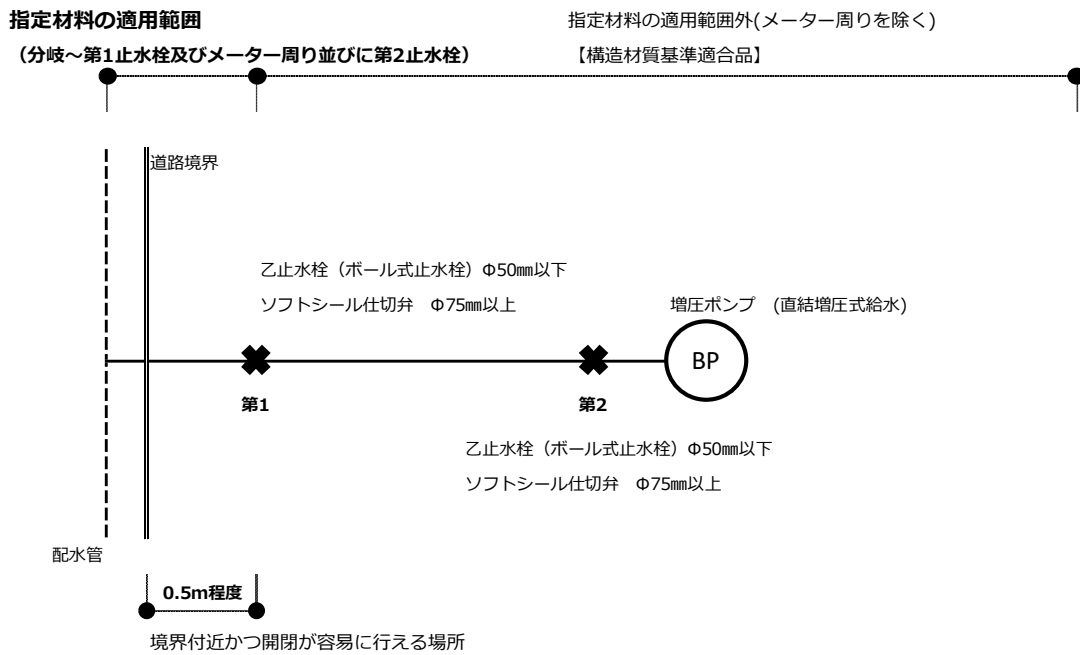


図 3-2…共同住宅等各戸にメーターを設置する場合における一次側指定材料の適用範囲

9 越谷・松伏水道企業団 標準配管図

- (1) メーター口径 25 mm以下～75 mmの標準配管図は図 3-3～図 3-10 のとおりである。
- (2) フレキシブル継手使用時の配管例を図 3-11～図 3-15 に示す。

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

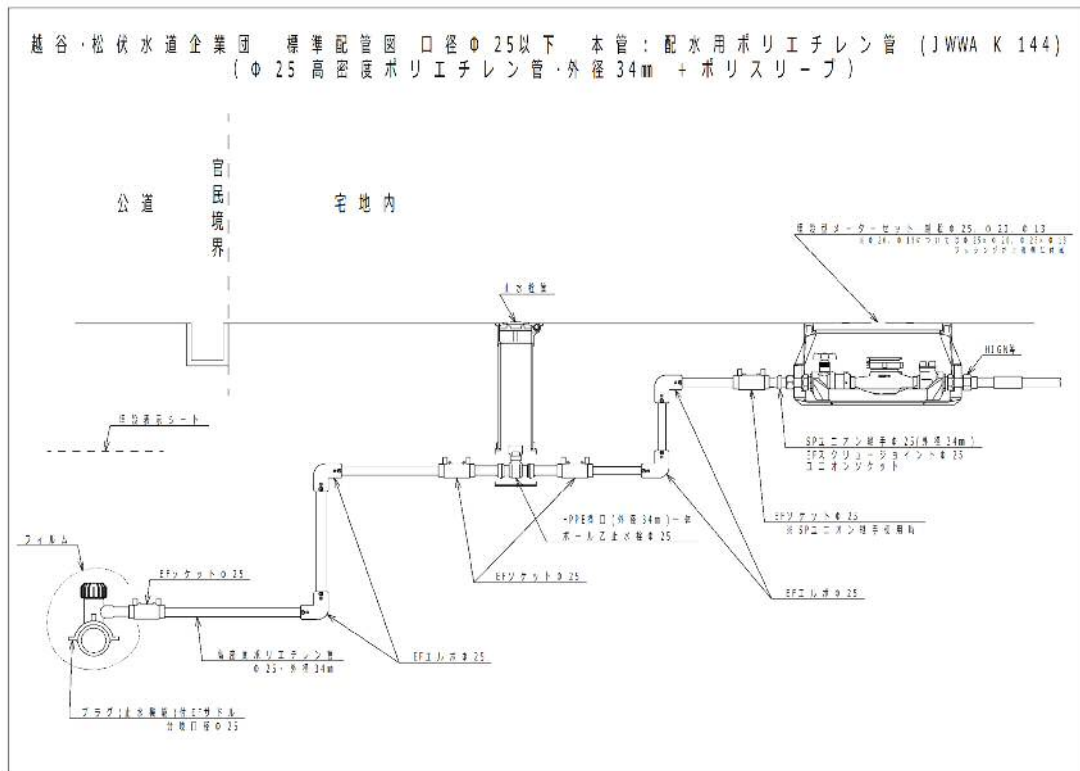


図 3-3…メーター口径 25 mm以下標準配管図 (高密度ポリエチレン管)

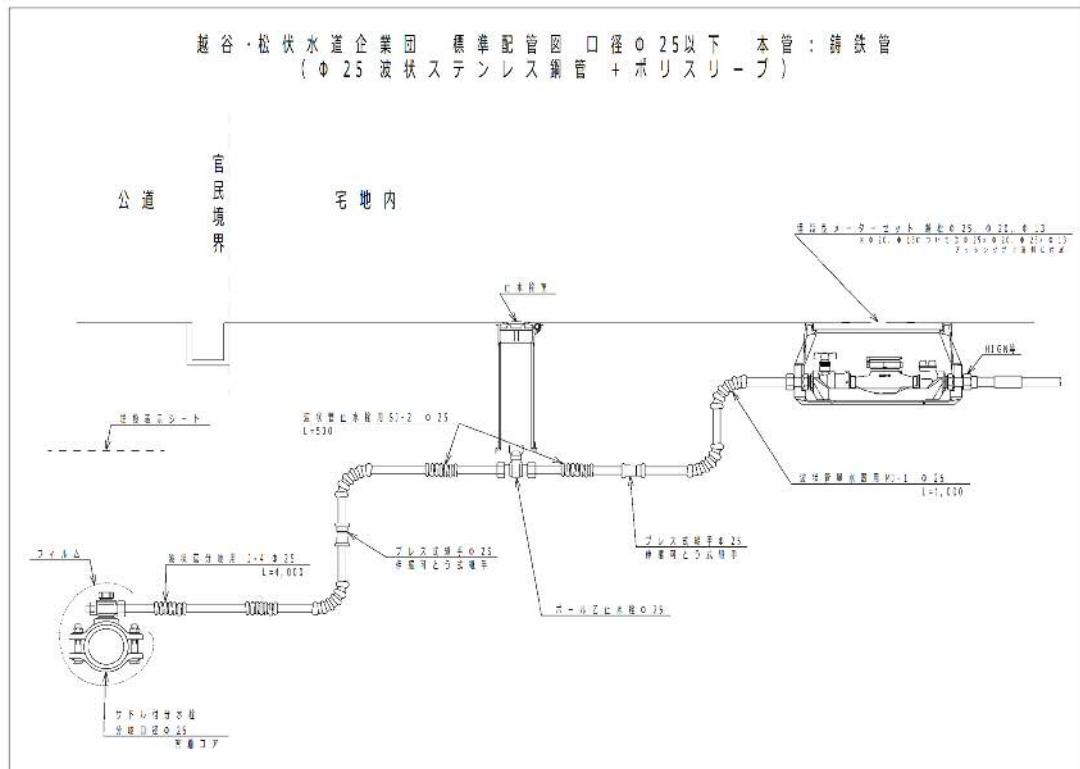


図 3-4…メーター口径 25 mm以下標準配管図 (波状ステンレス鋼管)

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

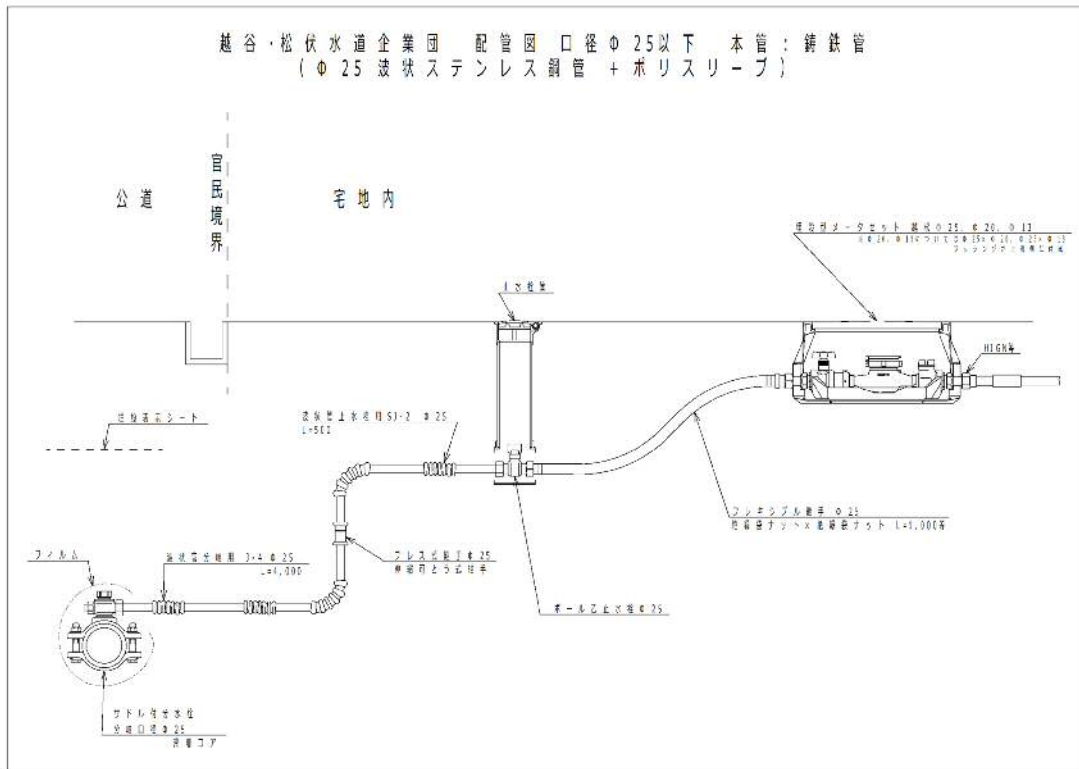


図 3-13…メーター口径 25 mm 及び 50 mm 共通配管例 (フレキシブル継手)

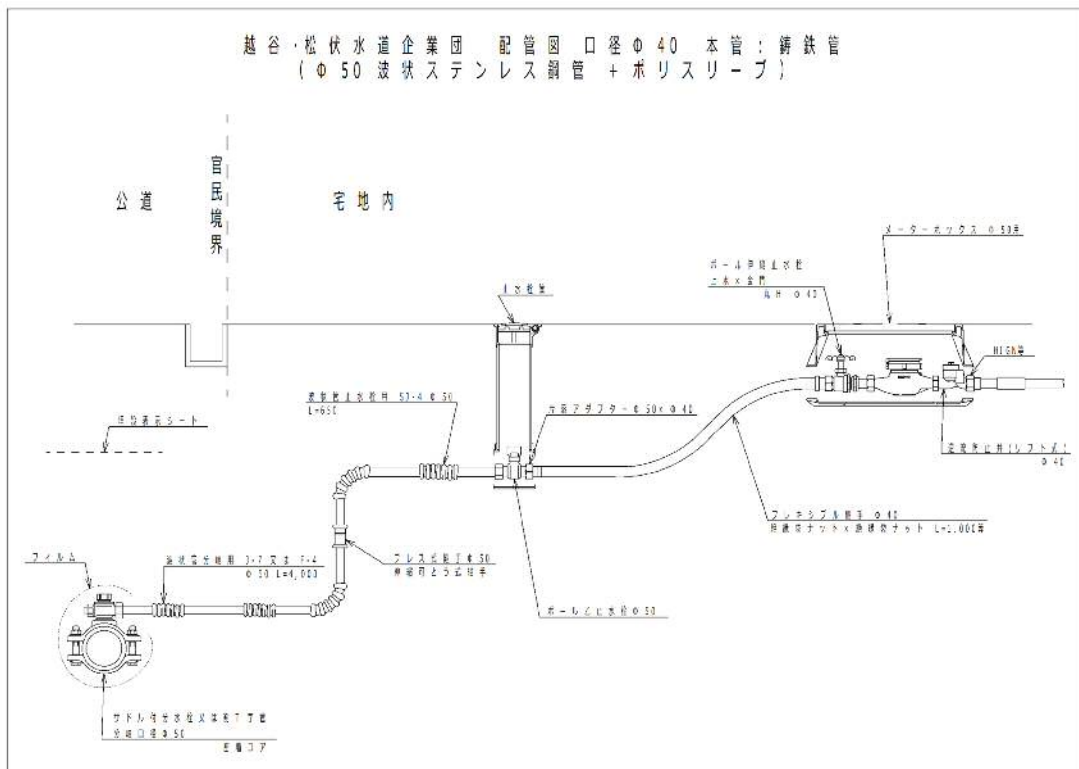


図 3-14…メーター口径 40 mm 配管例 (フレキシブル継手)

10 活水器等及び電解水生成装置の設置

この項目は、企業団の給水区域内において設置される活水器、浄水器、整水器等（以下「活水器等」という。）及び電解水生成装置を水道法に基づく給水装置の一部として設置する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(1) 活水器等の設置基準

活水器等及び電解水生成装置の設置基準は、次の(ア)～(キ)に掲げるとおりとする。

- (ア) 活水器等及び電解水生成装置は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。
- (イ) 活水器等及び電解水生成装置の上流側直近に止水栓を設置すること。
- (ウ) 水質検査の実施、活水器等及び電解水生成装置の故障時における給水の確保を目的として、活水器等及び電解水生成装置の上流側に給水栓を設置すること。
- (エ) 活水器等及び電解水生成装置は、水道メーターより1メートル以上下流側かつ水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置すること。
- (オ) 直結増圧式給水方式を採用している共同住宅等に活水器等及び電解水生成装置を設置するときは、増圧給水設備より1メートル以上下流側かつ水道メーターの計量及び維持管理に支障をきたさない位置に設置すること。
- (カ) 活水器等及び電解水生成装置の上流側に逆流防止弁を設置すること。ただし、活水器等及び電解水生成装置の本体に逆流防止性能を有している場合は、この限りでない。
- (キ) 電解水生成装置は、原材料に水道水のみ又は水道水及び食塩のみを使用し、電解水を生成するものであること。

(2) 維持管理

- (ア) 活水器等及び電解水生成装置の所有者又は使用者は、製造業者等による定期的な保守点検等、当該機器を維持管理しなければならない。
- (イ) 活水器等及び電解水生成装置に異常が生じたときは、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。

(3) 水質責任

企業団の水質責任範囲は、活水器等及び電解水生成装置の上流側に設置した止水栓までとし、これより下流側は給水装置所有者の責任で管理するものとする。

(4) 衛生管理

活水器等及び電解水生成装置の使用者又は所有者は、活水器等及び電解水生成装置の設置に伴い家屋内等に給水される水の遊離残留塩素が除去されること等により、衛生上の問題が生じるおそれがあることから、給水される水の衛生管理に努めなければならない。

(5) その他

- (ア) 活水器等及び電解水生成装置を設置する場合は、製造業者等の損失水頭を考慮し、水利計算を行うものとする。
- (イ) この項目に定めるもののほか必要な事項は、別に協議するものとする。

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-5…一次側指定材料 I (施行規則第 5 条第 4 項に定める指定材料)

部位	材料名	規格	呼び径	社名	備考
分岐材	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 25	前澤給装工業㈱	DIP・CIP・VP・SP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 25	栗本商事㈱	DIP・CIP・VP・SP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 25	㈱キッツ	DIP型・CIP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 25	㈱光明製作所	DIP・VP・SP型 エポキシ樹脂粉体塗装
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 25	㈱タブチ	DIP・CIP・VP・SP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 25	㈱日邦バルブ	DIP・CIP・VP・SP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 350 × φ 50	前澤給装工業㈱	DIP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 150 × φ 50	前澤給装工業㈱	VP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 350 × φ 50	㈱日邦バルブ	DIP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 150 × φ 50	㈱日邦バルブ	VP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 350 × φ 50	㈱タブチ	DIP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 200 × φ 50	㈱タブチ	VP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 350 × φ 50	㈱キッツ	DIP型
	水道用サドル付分水栓	JWWA B 117	φ 75 ~ φ 150 × φ 50	㈱キッツ	VP型
不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ 50~	大成機工㈱	三割り, エポキシ樹脂粉体塗装, Y/F字管5型	
不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ 75 ~ φ 350 × φ 50 φ 75 ~ φ 200 × φ 50	コスモ機工㈱	二割り, エポキシ樹脂粉体塗装 (铸铁管用) (塩ビ・銅管用)	
铸铁管用耐震型不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ 75 ~ φ 300 × φ 75 ~ φ 150	大成機工㈱	NS形挿口(A・D)・K形挿口(A)・D T E - 12, エポキシ樹脂粉体塗装	
铸铁管用耐震型不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ 75 ~ φ 350 × φ 75 ~ φ 150 φ 75 ~ φ 200 × φ 75 ~ φ 150	コスモ機工㈱	NS挿口・K挿口 (ロゴバルブ) NS挿口 (耐震 II 型), エポキシ樹脂粉体塗装	
波状管 (分岐用)	水道用波状ステンレス鋼管 (J-4)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 4,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (J-4)	認証登録番号 管 B-6	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS316, 4,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (F-4)	(社)日本水道協会検査品	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 4,000L, 端部: フランジ
	水道用波状ステンレス鋼管 (F-4)	認証登録番号 管 B-6	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS316, 4,000L, 端部: フランジ
	水道用波状ステンレス鋼管 (J-7)	認証登録番号 管 B-6	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS316, 4,000L, 端部: 上水ねじナット
	水道用波状ステンレス鋼管 (J-7)	(社)日本水道協会検査品	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 4,000L, 端部: 上水ねじナット
波状管 (推進用)	水道用波状ステンレス鋼管	認証登録番号 特管 J-2	φ 20	㈱テクノフレックス	SUS316, 4,000L, JWWA G 119 適合品
	水道用波状ステンレス鋼管	認証登録番号 特管 J-20	φ 20	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 4,000L, JWWA G 119 適合品
	水道用波状ステンレス鋼管 (B-1)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 3,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (B-1)	認証登録番号 G-3	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS316, 3,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (B-2)	(社)日本水道協会検査品	φ 40	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 3,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (B-3)	(社)日本水道協会検査品	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 3,000L
波状管 (メーター用)	水道用波状ステンレス鋼管 (B-3)	認証登録番号 G-5	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS316, 3,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (M-1)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 1,000L, 金門ねじナット
	水道用波状ステンレス鋼管 (M-1)	認証登録番号 G-3	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS316, 1,000L, 金門ねじナット
	水道用波状ステンレス鋼管 (MJ-1)	認証登録番号 G-3	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS316, 1,000L, 上水ねじナット
	水道用波状ステンレス鋼管 (MJ-1)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 1,000L, 上水ねじナット
	水道用波状ステンレス鋼管 (M-2)	(社)日本水道協会検査品	φ 40	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 1,000L
波状管 (止水栓用)	水道用波状ステンレス鋼管 (M-3)	(社)日本水道協会検査品	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 1,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (M-4)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 1,000L
	水道用波状ステンレス鋼管 (SJ-1)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 100L, 止水栓用シモク
	水道用波状ステンレス鋼管 (SJ-2)	(社)日本水道協会検査品	φ 25	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 500L, 止水栓用シモク
	水道用波状ステンレス鋼管 (SJ-2)	認証登録番号 G-3	φ 25	㈱テクノフレックス	SUS316, 500L, 止水栓用シモク
	水道用波状ステンレス鋼管 (SJ-3)	(社)日本水道協会検査品	φ 40	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 600L, 止水栓用シモク
プレス式継手 (SUS)	水道用波状ステンレス鋼管 (SJ-4)	(社)日本水道協会検査品	φ 50	㈱昭和螺旋管製作所	SUS316, 650L, 止水栓用シモク
	水道用波状ステンレス鋼管 (SJ-4)	認証登録番号 G-3	φ 50	㈱テクノフレックス	SUS316, 650L, 止水栓用シモク
	モルコジョイントソケット	JWWA G 116	φ 13 ~ φ 50	㈱ベンカン	SUS 316
	雄アダプタ付ソケット	JWWA G 116	φ 13 ~ φ 50	㈱ベンカン	SUS 316
	雌アダプタ付ソケット	JWWA G 116	φ 13 ~ φ 50	㈱ベンカン	SUS 316
	JSジョイントソケット	JWWA G 116	φ 25 ~ φ 50	オーエヌ工業㈱	SUS 316
	JSジョイント径違いソケット	JWWA G 116	φ 40 × φ 25, φ 50 × φ 25, φ 50 × φ 40	オーエヌ工業㈱	SUS 316, 異径
	モルコジョイントティー	JWWA G 116	φ 13 ~ 50	㈱ベンカン	SUS 316 チーズ
伸縮可とう 式継手 (SUS)	モルコジョイントティー	JWWA G 116	φ 20 × 13 ~ 50 × 40	㈱ベンカン	SUS 316 異径 チーズ
	モルコジョイント	認証登録番号 G-547	φ 20, φ 25, φ 40, φ 50 φ 25 × 20, φ 40 × 20, φ 40 × 25, φ 50 × 20, φ 50 × 25, φ 50 × 40	シーケー金属㈱	SUS 316(S,L,T,メーター用) ※メーター用: φ 20, 25
	伸縮可とう式継手	認証登録番号 G-49	φ 20, φ 25, φ 40, φ 50	前澤給装工業㈱	溝付仕様, SUS316, 焼付防止型(S,L,T,メーター用)
	伸縮可とう式継手	認証登録番号 G-58	φ 20, φ 25, φ 40, φ 50	㈱日邦バルブ	溝付仕様, SUS316, 焼付防止型(S,L,T,メーター用)
伸縮可とう 式継手 (SUS)	伸縮可とう式継手	認証登録番号 G-34	φ 20, φ 25, φ 40, φ 50	㈱タブチ	溝付仕様, SUS316, 焼付防止型(S,L,T,メーター用)
	伸縮可とう式継手	認証登録番号 G-244	φ 20, φ 25, φ 40, φ 50	㈱キッツ	溝付仕様, SUS316, 焼付防止型(S,L,T,メーター用)

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-6…一次側指定材料Ⅱ（施行規則第5条第4項に定める指定材料）

部 位	材 料 名	規 格	呼び径	社 名	備 考	
分岐材 (HPPE)	EFプラグ付サドル	自己認証品	φ 50 ~ φ 150 × φ 25	積水化学工業㈱	φ20 (外径27mm), φ25 (外径34mm)	
	止水機構付EFサドル	自己認証品	φ 50 ~ φ 150 × φ 25	㈱クボタケミクス	φ20 (外径27mm), φ25 (外径34mm)	
	EFサドル付分水栓	(社)日本水道協会検査品	φ 75 ~ φ 150 × φ 50	前澤給装工業㈱	S2型 PTC K 13 規格適合品	
	EFサドル付分水栓	(社)日本水道協会検査品	φ 75 ~ φ 150 × φ 50	㈱日邦バルブ	PTC K 13 規格適合品	
	EFサドル付分水栓	(社)日本水道協会検査品	φ 75 ~ φ 150 × φ 50	積水化学工業㈱	PTC K 13 規格適合品	
	不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ75 ~ φ150×φ75 ~ φ150	大成機工㈱	内外面：エポキシ樹脂粉末塗装、ポリ管用	
	不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ75 ~ φ150×φ75 ~ φ150	コスモ機工㈱	二割リ、エポキシ樹脂粉末塗装（ポリ管用）	
	铸铁管用耐震型不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ75 ~ φ300×φ50 ~ φ100	大成機工㈱	PE挿口 (TII-12)	
铸铁管用耐震型不断水割T字管	(社)日本水道協会検査品	φ75 ~ φ350×φ75 ~ φ150	コスモ機工㈱	ポリ挿口 (ロソグバルブ)		
HPPE管	水道用高密度ポリエチレン管	自己認証品	φ 20, φ 25	積水化学工業㈱	PWA 001 φ20 (外径27mm), φ25 (外径34mm)	
	水道用高密度ポリエチレン管	自己認証品	φ 20, φ 25	㈱クボタケミクス	JP K 001 φ20 (外径27mm), φ25 (外径34mm)	
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA	K 144	φ50,φ75,φ100,φ150	積水化学工業㈱	PTC K 03
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA	K 144	φ50,φ75,φ100,φ150	㈱クボタケミクス	PTC K 03
HPPE管継手	水道用高密度ポリエチレン管継手	自己認証品	φ 20, φ 25	積水化学工業㈱	PWA 002 φ20 (外径27mm), φ25 (外径34mm) 適合品	
	水道用高密度ポリエチレン管継手	自己認証品	φ 20, φ 25	㈱クボタケミクス	JP K 011 φ20 (外径27mm), φ25 (外径34mm) 適合品	
	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA	K 145	φ50,φ75,φ100,φ150	積水化学工業㈱	HPPE:JWWA適合品
	水道配水用ポリエチレン管継手	JWWA	K 145	φ50,φ75,φ100,φ150	㈱クボタケミクス	HPPE:JWWA適合品
HPPE管継手 (変換用)	EF変換継手 メーター用	認証登録番号	G-536	φ 50	前澤給装工業㈱	PTC B 24規格適合品, HPPE:JWWA適合品
	HI伸縮継手 HPPE挿口付	認証登録番号	E-450	φ 25, φ 50	前澤給装工業㈱	HI×HPPE (φ25:外径34mm, φ50:JWWA)
ボール式 止水栓	水道用ボール式止水栓	認証登録番号	E-450	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	前澤給装工業㈱	乙止水栓, 平行おねじ (上水)
	水道用ボール式止水栓	認証登録番号	E-166	φ13, φ20, φ25	㈱光明製作所	乙止水栓, 平行おねじ (上水)
	水道用ボール式止水栓	認証登録番号	E-208	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	栗本商事㈱	乙止水栓, 平行おねじ (上水)
	水道用ボール式止水栓	認証登録番号	E-1	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	㈱キッツ	乙止水栓, 平行おねじ (上水)
	水道用ボール式止水栓	認証登録番号	E-22	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	㈱タチ	乙止水栓, 平行おねじ (上水)
	水道用ボール式止水栓	認証登録番号	E-468	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	㈱日邦バルブ	乙止水栓, 平行おねじ (上水)
	水道用ボール式止水栓 伸縮可とう式継手一体型	認証登録番号	E-548	φ20,φ25,φ40,φ50	㈱タチ	乙止水栓, 溝付仕様, SUS316, 焼付防止型
	水道用ボール式止水栓 伸縮可とう式継手一体型	認証登録番号	E-43	φ20,φ25,φ40,φ50	前澤給装工業㈱	乙止水栓, 溝付仕様, SUS316, 焼付防止型
	水道用伸縮形ボール止水栓	自己認証品		φ 13 ~ φ 40	前澤給装工業㈱	丙止水栓
	水道用伸縮形ボール止水栓	認証登録番号	E-166	φ 13 ~ φ 25	㈱光明製作所	丙止水栓, 蝶形ハンドル
	水道用伸縮形ボール止水栓	認証登録番号	E-226	φ 20 ~ φ 25	栗本商事㈱	丙止水栓, 蝶形ハンドル
	水道用伸縮形ボール止水栓	認証登録番号	E-1	φ 13 ~ φ 25	㈱キッツ	丙止水栓, 平行おねじ (上水), 蝶形BCハンドル
	水道用伸縮形ボール止水栓	自己認証品		φ 13 ~ φ 25	㈱タチ	丙止水栓
	水道用伸縮形ボール止水栓	認証登録番号	E-468	φ 13 ~ φ 40	㈱日邦バルブ	丙止水栓
	逆支弁ボール止水栓 伸縮形	認証登録番号	E-226	φ 20 ~ φ 25	栗本商事㈱	丙止水栓
	逆支弁ボール止水栓 伸縮形	自己認証品		φ 13 ~ φ 25	前澤給装工業㈱	丙止水栓
	水道用ボール伸縮止水栓	認証登録番号	E-450	φ 40	前澤給装工業㈱	丙止水栓, 平行おねじ (上水) × 金門ねじナット
水道用ボール伸縮止水栓	認証登録番号	E-468	φ 40	㈱日邦バルブ	丙止水栓, 平行おねじ (上水) × 金門ねじナット	
水道用ボール伸縮止水栓	認証登録番号	E-450	φ 50	前澤給装工業㈱	【丙】JWWA B 108準拠, 平行おねじ (上水) × フランジ	
水道用ボール伸縮止水栓	認証登録番号	E-468	φ 50	㈱日邦バルブ	【丙】JWWA B 108準拠, 平行おねじ (上水) × フランジ	
グート式止水栓	フラインググート	認証登録番号	E-450	φ 50	前澤給装工業㈱	【丙】フラインググート両フランジ付, JIS10K, 丸ハンドル
ボール式 止水栓 (HPPE)	水道用ボール式止水栓 HPPE挿口	認証登録番号	E-450	φ 25	前澤給装工業㈱	【乙】HPPE × HPPE (HPPE:外径34mm)
	水道用ボール式止水栓 HPPE挿口	認証登録番号	E-450	φ 50	前澤給装工業㈱	【乙】HPPE × HPPE (HPPE:JWWA)
	水道用ボール式止水栓 HPPE挿口	認証登録番号	E-468	φ 20, φ 25	㈱日邦バルブ	【乙】HPPE × HPPE (HPPE:外径27,34mm)
	水道用ボール式止水栓 HPPE挿口	認証登録番号	E-468	φ 50	㈱日邦バルブ	【乙】HPPE × HPPE (HPPE:JWWA)
ソフトシル 仕切弁 (HPPE)	水道用ソフトシル仕切弁 HPPE挿口	(社)日本水道協会検査品	φ 75, φ100, φ150	㈱清水合金製作所	【乙】HPPE × HPPE (HPPE:JWWA)	
	水道用ソフトシル仕切弁 HPPE挿口	(社)日本水道協会検査品	φ 75, φ100, φ150	㈱清水合金製作所	【丙】フランジ(7.5K) × HPPE (HPPE:JWWA)	
	水道用ソフトシル仕切弁 HPPE挿口	(社)日本水道協会検査品	φ 75, φ100, φ150	前澤工業㈱	【乙】HPPE × HPPE (HPPE:JWWA)	
铸铁継手	VC短管1号	(社)日本水道協会検査品	φ50,φ75,φ100,φ150	大成機工㈱	フッ素樹脂コーティング	
	フレキシブル継手 (分岐用)	認証登録番号	G-203	φ 25, φ 50	前澤給装工業㈱	色調:黒 絶縁袋ナット × SUS316直管 (800L, 1,000L)
	フレキシブル継手 (分岐用)	認証登録番号	G-3	φ 25, φ 50	㈱テクノフレックス	色調:黒 絶縁袋ナット × SUS316直管 (800L, 1,000L)
	フレキシブル継手 (分岐用)	認証登録番号	G-204	φ 25, φ 50	前澤給装工業㈱	色調:黒 絶縁袋ナット × 伸縮可とう式 (800L, 1,000L)
	フレキシブル継手 (分岐用)	認証登録番号	G-4	φ 25, φ 50	㈱テクノフレックス	色調:黒 絶縁袋ナット × 伸縮可とう式 (800L, 1,000L)
	フレキシブル継手 (分岐用)	認証登録番号	G-483	φ 25, φ 50	㈱日邦バルブ	色調:黒 絶縁袋ナット × 伸縮可とう式 (800L, 1,000L)
	フレキシブル継手 (メーターセット用)	認証登録番号	G-203	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	前澤給装工業㈱	色調:黒,青, 両端絶縁上水袋ナット (800L,1,000L,1,500L), メタルギヤ付
	フレキシブル継手 (メーターセット用)	認証登録番号	G-203	φ 20, φ 25, φ 50	前澤給装工業㈱	色調:黒,青, 絶縁袋ナット×HPPE挿口付 (800L,1,000L,1,500L), メタルギヤ付
フレキシブル継手 (メーターセット用)	フレキシブル継手 (メーターセット用)	認証登録番号	G-3	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	㈱テクノフレックス	色調:黒,青, 両端絶縁上水袋ナット (800L,1,000L,1,500L), メタルギヤ付
	フレキシブル継手 (メーターセット用)	認証登録番号	G-3	φ 20, φ 25, φ 50	㈱テクノフレックス	色調:黒,青, 絶縁袋ナット×HPPE挿口付 (800L,1,000L,1,500L), メタルギヤ付
	フレキシブル継手 (メーターセット用)	認証登録番号	G-3	φ13,φ20,φ25,φ40,φ50	㈱テクノフレックス	色調:黒,青, 両端絶縁上水袋ナット (800L,1,000L,1,500L), メタルギヤ付
	フレキシブル継手 (メーターセット用)	認証登録番号	G-3	φ 20, φ 25, φ 50	㈱テクノフレックス	色調:黒,青, 絶縁袋ナット×HPPE挿口付 (800L,1,000L,1,500L), メタルギヤ付

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-7…一次側指定材料Ⅲ（施行規則第 5 条第 4 項に定める指定材料）

部位	材料名	規格	呼び径	社名	備考	
埋設型 メーターセット	埋設型メーターセット	認証登録番号	M-232	Φ13, Φ20, Φ25	前澤給装工業㈱	樹脂蓋（耐寒仕様）
	埋設型メーターセット	認証登録番号	M-232	Φ13, Φ20, Φ25	前澤給装工業㈱	铸铁蓋（耐寒仕様）
	埋設型メーターセット	認証登録番号	M-244	Φ13, Φ20, Φ25	㈱日邦バルブ	樹脂蓋（耐寒仕様）
	埋設型メーターセット	認証登録番号	M-244	Φ13, Φ20, Φ25	㈱日邦バルブ	铸铁蓋（耐寒仕様）
逆流防止弁	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-108	Φ13, Φ20, Φ25, Φ40	前澤給装工業㈱	リフト式（金門ねじナット×平行おねじ(上水)）
	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-103	Φ13, Φ20, Φ25, Φ40	㈱日邦バルブ	リフト式（金門ねじナット×平行おねじ(上水)）
	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-105	Φ50	前澤給装工業㈱	単式（フランジ×平行おねじ(上水)）
	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-102	Φ50	㈱日邦バルブ	単式（フランジ×平行おねじ(上水)）
	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-22	Φ75	前澤給装工業㈱	単式（両フランジ7.5K）
	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-102	Φ75	㈱日邦バルブ	単式（両フランジ7.5K）
	水道用逆流防止弁	(社)日本水道協会検査品		Φ75, Φ100, Φ150	㈱清水合金製作所	スイング式（両フランジ7.5K）
	水道用逆流防止弁	(社)日本水道協会検査品		Φ75, Φ100, Φ150	前澤工業㈱	スイング式（両フランジ7.5K）
	水道用逆流防止弁	認証登録番号	F-68	Φ13 ~ Φ25	㈱キッツ	単式逆止弁Ⅱ形, 金門ねじ
	逆止弁付メーター用伸縮継手	認証登録番号	F-105	Φ13 ~ Φ25	前澤給装工業㈱	金門ねじ
HI管	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS	K 6742	Φ13 ~ Φ150	前澤化成工業㈱	4,000L（既設使用材料）
	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS	K 6742	Φ13 ~ Φ75	積水化学工業㈱	4,000L（既設使用材料）
HI伸縮継手 (分止水栓 用) (メーター用)	HI用伸縮継手 分止水栓用	JWWA	G-269	Φ13 ~ Φ50	㈱キッツ	平行ねじ（既設使用材料）
	HI用伸縮継手 分止水栓用	JWWA	G-198	Φ13 ~ Φ50	栗本商事㈱	平行ねじ（既設使用材料）
	HI伸縮継手(R型) 分止水栓用	認証登録番号	G-585	Φ13 ~ Φ50	前澤給装工業㈱	平行ねじ（既設使用材料）
	HI用伸縮継手 分止水栓用	認証登録番号	G-575	Φ13 ~ Φ50	㈱日邦バルブ	平行ねじ（既設使用材料）
	ビニル管用伸縮継手 (フリージョイントA形・分止水栓用)	認証登録番号	G-172	Φ13 ~ Φ50	㈱光明製作所	金門ねじ（既設使用材料）
	HI用伸縮継手 メーター用	JWWA	G-269	Φ13 ~ Φ50	㈱キッツ	金門ねじ（既設使用材料）
	HI用伸縮継手 メーター用	JWWA	G-198	Φ13 ~ Φ50	栗本商事㈱	金門ねじ（既設使用材料）
	HI伸縮継手(R型) メーター用	認証登録番号	G-585	Φ13 ~ Φ40	前澤給装工業㈱	金門ねじ（既設使用材料）
	HI用伸縮継手 メーター用	認証登録番号	G-575	Φ13 ~ Φ40	㈱日邦バルブ	金門ねじ（既設使用材料）
	フリージョイントA形・メーター用	認証登録番号	G-172	Φ13 ~ Φ40	㈱光明製作所	金門ねじ（既設使用材料）
HI継手	水道用エロンHI-TS継手 エンコンソケット	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ50	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 (ソケット)	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ150	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	HI-TS継手 ソケット	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ150	前澤化成工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 径違いソケット	JIS	K 6743	Φ16×13~150×125	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	HI-TS異形継手 ソケット	JIS	K 6743	Φ16×13~150×100	前澤化成工業㈱	(既設使用材料)
	HI-TS継手 エルボ	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ200	前澤化成工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 エルボ	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ150	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 径違いエルボ	JIS	K 6743	Φ20×13~25×20	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	HI-TS継手 チーズ	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ150	前澤化成工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 チーズ	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ150	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 径違いチーズ	JIS	K 6743	Φ13×16~150~125	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	水道用エロンHI-TS継手 インサートバルブソケット	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ50	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	HI-TS金属おねじ付バルブ用ソケット	JIS	K 6743	Φ13 ~ Φ50	アロン化成㈱	(既設使用材料)
	止水栓ボックス	止水栓ボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600, 150×600	前澤化成工業㈱
止水栓ボックス		越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600, 150×600	日之出水道機器㈱	FRP蓋
止水栓ボックス		越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600, 150×600	栗本商事㈱	FRP蓋
MC止水栓ボックス		越谷・松伏水道企業団 指定品		100×600, 150×600	アロン化成㈱	FRP蓋
止水栓筐		越谷・松伏水道企業団 指定品		250×1200	前澤化成工業㈱	ネジ式
止水栓筐		越谷・松伏水道企業団 指定品		250×1200	日之出水道機器㈱	ネジ式
止水栓筐		越谷・松伏水道企業団 指定品		250×1200	栗本商事㈱	ネジ式
メーターボックス	メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ25	前澤化成工業㈱	GFPF製蓋・铸铁製蓋・FRP蓋, Φ13~25メーター対応
	メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ25	日之出水道機器㈱	GFPF製蓋・铸铁製蓋・FRP蓋, Φ13~25メーター対応
	メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ25	栗本商事㈱	FRP蓋, Φ13~25メーター対応
	MCグリーンメーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ25	アロン化成㈱	再生PET蓋, Φ13~25メーター対応
	MCメーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ40	アロン化成㈱	FRP蓋
	大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ50 ~ Φ100	日之出水道機器㈱	铸铁蓋
	大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ50 ~ Φ100	㈱トミス	铸铁蓋
	大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ50 ~ Φ100	日本铸铁㈱	铸铁蓋
大型メーターボックス	越谷・松伏水道企業団 指定品		Φ50, Φ75, Φ100	アクアインテック㈱	鋼板製, FCD蓋, 耐荷重20KN, メーター口径Φ40~100mm用	

3 給水装置の構造及び材質並びに指定材料

表 3-8…一次側指定材料Ⅳ（施行規則第 5 条第 4 項に定める指定材料）

部 位	材 料 名	規 格		呼び径	社 名	備 考
コア	密着コア	(社)日本水道協会検査品		Φ 25, Φ 50	前澤給装工業㈱	銅・ステンレス, サドル付分水栓用
	密着コア	(社)日本水道協会検査品		Φ 25, Φ 50	㈱日邦バルブ	銅・ステンレス, サドル付分水栓用
	密着コア	(社)日本水道協会検査品		Φ 25, Φ 50	㈱タチ	銅, サドル付分水栓用
	密着コア	(社)日本水道協会検査品		Φ 25, Φ 50	㈱キッツ	銅・ステンレス, サドル付分水栓用
	銅ブッシュ	(社)日本水道協会検査品		Φ 50	大成機工㈱	密着タイプ, 耐震割T・割T字管用
	密着SUSコア	(社)日本水道協会検査品		Φ 50	コスモ工機㈱	密着タイプ, 耐震割T・割T字管用, CORE-MGS
	SUSブッシュ	(社)日本水道協会検査品		Φ 75, Φ 100, Φ 150	大成機工㈱	密着タイプ, 耐震割T・割T字管用
その他	樹脂コア	(社)日本水道協会検査品		Φ 75, Φ 100, Φ 150	コスモ工機㈱	耐震割T・割T字管用, CORE-J
	プッシング	-		Φ 50 × Φ 40	前澤給装工業㈱	Φ40mmメーター接続用, 50mm平行外ねじ(上水)
	プッシング	-		Φ 50 × Φ 40	㈱日邦バルブ	Φ40mmメーター接続用, 50mm平行外ねじ(上水)
	片落アダプター	-		Φ 50 × Φ 40	前澤給装工業㈱	Φ40mmフレキシブル継手接続用, 40mm平行外ねじ(上水)
	片落アダプター	-		Φ 50 × Φ 40	㈱日邦バルブ	Φ40mmフレキシブル継手接続用, 40mm平行外ねじ(上水)
	片落アダプター	認証登録番号	G-576	Φ 50 × Φ 25, Φ40 × Φ25	㈱日邦バルブ	Φ25mmフレキシブル継手接続用 40・50mm平行外ねじ(上水), 25mm平行外ねじ(上水)
	水道用エスロンHI-TS釘手 キャップ	JIS	K 6743	Φ 13 ~ Φ 150	積水化学工業㈱	(既設使用材料)
	上水合フランチ	(社)日本水道協会検査品		Φ 50 ~ Φ 150	大成機工㈱	
	ポリスリーブ	-		Φ 13 ~ Φ 50	サンエス護謨工業㈱	
	ポリスリーブ	-		Φ 50	ヨツギ㈱	1巻60m
	表示シート	-		-	サンエス護謨工業㈱	1巻50m
	表示シート	-		-	平成ポリマー㈱	1巻50m
	表示シート	-		-	ヨツギ㈱	1巻50m
	表示杭	-		-	サンエス護謨工業㈱	
表示杭	-		-	㈱ライト産業		
年号テープ	-		-	サンエス護謨工業㈱	1巻20m	